

平成 24 年 1 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の
適正な執行について

平素より廃棄物行政の推進のため御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災に係る災害等廃棄物については、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月）」に基づき、環境省等において財政当局と調整の上、所要の財政措置を講じているところです。

また、各都道府県・市町村等においては、当該マスタープランに基づき、予算の執行にあたって効率的な執行を行っていただいていると承知いたしております。

今般、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の執行状況を確認したところ、平成 23 年度に交付決定を行った後、平成 24 年度に補助金の繰越しをしたものの、事業進捗の遅延等により年度内に実施できない見込みとなった事業について、平成 24 年度において不要額として整理されている事例が見受けられました。

環境省における財政措置の都合上、当該不用額について、平成 25 年度において貴都道府県管下の市町村等に新たな財政措置を行うことは、環境省において財政当局との調整を要するため、確実に財政措置が行われるものではありません。

つきましては、各自治体におかれましては、交付決定を受けた事業が年度内に完了しないと見込まれる場合には、平成 25 年度への繰越手続きを確実に実施していただきますようお願いいたします。

なお、万が一、貴都道府県内の市町村等において、平成 23 年度に交付決定を受けた事業のうち、繰越しすべき事業を繰越しせず不用とし、平成 24 年度以降に当該事業を実施する予定がある場合は、個別にご相談下さい。

事務連絡
平成24年11月14日

各都道府県
廃棄物処理主管部（局） 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

補助金等の繰越手続きについて

災害廃棄物処理事業費補助金等の国庫補助金は、財政法（昭和22年法律第34号）の趣旨に鑑み、予算単年度主義の原則により執行されています。つまり、予算により認められた国費の歳出権限が及ぶのは当該年度限りであり、年度内に使用し終わらない経費は原則として国庫に返納しなければなりません。

一方で、予算単年度主義の原則を機械的に適用しては、予算の効率的な執行に支障をきたす場合があるため、財政法では、歳出予算の繰越制度を規定しています。予算の繰越制度とは、一言でいうと、歳出予算の効力を翌年度にまたがって移動させる特例的な制度ということができます。

このことを踏まえ、歳出予算の繰越手続きについての具体的な事務手続きを行うに当たっては、明許繰越しや事故繰越しがあり、繰越事由に応じて手続きが異なりますので、環境省担当課及び各財務局と十分に調整をお願いします。